

横浜市性能規定型雨水枡蓋型式登録要領

1 適用範囲

この要領は、横浜市性能規定型雨水枡蓋仕様書（以下、「仕様書」という。）に基づく性能規定型雨水枡蓋の型式登録について、登録手続き及び製品検査の実施要領を規定するものである。

なお、本要領は仕様書に規定された規格を満足したものを登録するものであり、意匠権・特許権等の産業財産権（工業所有権）の確認等は行わない。

登録した製品に産業財産権の問題が生じたときは、申請者の責任において全て処置するものとする。

2 型式登録の目的

本市が性能規定型雨水枡蓋に要求する性能を満たす型式となっていることを確認し、登録するものである。

なお、型式登録に合格した業者は、製造業者登録（性能規定型雨水枡蓋及び雨水枡蓋製造業者登録要領を参照）についても合格したものと取り扱う。

3 登録申請

(1) 型式登録の申請

申請者は、横浜市性能規定型雨水枡蓋型式登録申請書（第1号様式）及び関係書類（第2号から第4号様式及び設計書、製作図等）を提出する。

1回目の立会検査が不合格となり、2回目の申請を行う場合も上記と同様の申請とする。

2回目の立会検査も不合格となり3回目の申請を行う場合は、申請書類を提出する前に不合格となった原因究明・改善策を検討した報告書を提出しなければならない。

報告書は下水道河川局鑄鉄ふた認定委員会で検討し、検討結果が妥当と判断された場合は、申請書類の提出が出来る。

なお、3回目の立会検査は各試験項目に対し2枚の供試体について検査を行い、2枚とも検査に合格した場合に、合格とする。

3回目の立会検査も不合格の場合は、次の申請まで1年以上の期間を空けなければならない。

4回目以降の申請及び立会検査は、3回目と同様の手続きとする。

(2) 登録期間

型式登録は、仕様書の変更があるまで有効とする。ただし、「7 登録の取消し」規定に該当した場合、または申請者による「3 (3) 型式の変更」規定による手続きがなされた場合は、登録の取消しを行う。

(3) 型式の変更

登録された製品の材質、形状、寸法、構造等の変更を行う場合は、新たに登録申請しなければならない。

4 製品検査

横浜市が使用する性能規定型雨水枡蓋を供給するにあたり、製品については本市の型式登録が必要となる。本項では型式登録時の製品検査について記す。なお、製品検査は仕様書に記載された「7 試験方法」に基づいて行う。

(1) 型式登録時の製品検査

本市職員（以下、検査員）立会いのもとで行う。なお、製品検査を行う場所は、型式登録を申請する会社の試験施設以外でも行うことができる。

仕様書に基づいて製造された蓋の中から本市検査員の指示により3枚を準備し、その内の1枚によって行う。

ア 外観及び形状検査

外観及び形状の検査は、仕様書「7.1 外観及び形状」の試験を行い、「2.1 外観」及び「3.2 形状及び寸法」の規定に適合すれば合格とする。

イ 荷重たわみ検査

荷重たわみ検査は、仕様書「7.2 荷重たわみ試験」を行い、「2.2 荷重強さ」の規定に適合すれば合格とする。

ウ 耐荷重検査

耐荷重の検査は、仕様書「7.3 耐荷重試験」を行い、「2.2 荷重強さ」の規定に適合すれば合格とする。

エ 寸法検査

寸法の検査は、仕様書「7.4 寸法」の試験を行い、「3.2 形状及び寸法」の規定に適合すれば合格とする。

オ 材質検査

検査に使用する試験片は、JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に規定された供試材のY形B号を蓋と同一条件で予備を含め3枚鋳造し、そのうちの1枚を仕様書の別図④に仕上げるものとする。各試験は、仕様書の別図④に定められた指定位置よりそれぞれ採取した試験片にて行う。

材質の検査は、仕様書「7.5 材質試験」を行い、「4. 材質」の規定に適合すれば合格とする。

カ 蓋の性能検査

(ア) 雨水流入性能検査

雨水流入性能検査は、仕様書「7.6.1 雨水流入性能試験」を3回行い、3回全ての測定値が「5.1 雨水流入性能」の規定に適合すれば合格とする。

(イ) 耐スリップ性能検査

耐スリップ性能検査は、仕様書「7.6.2 耐スリップ性能試験」を行っていることを確認する。

(ウ) タイヤ嵌り防止性能検査

タイヤ嵌り防止性能検査は、仕様書「7.6.3 タイヤ嵌り防止性能試験」を行い、「5.3 タイヤ嵌り防止性能」の規定に適合すれば合格とする。

(エ) 蓋のはずれ、飛散防止構造検査

蓋のはずれ、飛散防止構造検査は、仕様書「7.6.4 蓋のはずれ、飛散防止構造試験」を行い、「5.4 蓋のはずれ、飛散防止構造」に適合すれば合格とする。

キ 再検査

上記「ア 外観及び形状検査」から「エ 寸法検査」で不合格となった場合は、その項目について再検査を行うことができる。再検査は、不合格となった項目について2枚（準備した3枚の残2枚）行い、2枚とも合格すれば合格とする。

「オ 材質検査」の再検査については、不合格となった項目について、準備した残りの試験片2枚（準備した3枚の残2枚）で行い、2枚とも合格すれば合格とする。

なお、「カ 蓋の性能検査」の各項目については、製品のもつ基本性能を確認するものであるため、再検査は行わないものとする。

5 検査報告書

型式登録時の検査終了後、30日以内に検査内容報告書、検査状況写真を提出しなければならない。

6 検査結果の通知

型式登録時の製品検査に合格した場合は、検査報告書提出後30日以内に横浜市性能規定型雨水桝蓋型式登録書（様式第5号）を申請者に送付する。

不合格の場合は、検査報告書提出後30日以内に不合格理由を明記した横浜市性能規定型雨水桝蓋型式登録検査不合格通知書（様式第6号）を申請者に送付する。

7 型式登録の取消し

本要領に基づき登録された製品は、前項「4 製品検査」の全部または本市が指定した一部の項目、並びに本市が必要と認めた試験について再検査を実施することができる。この再検査で不合格となった場合は型式登録の取消しを行う。なお、再検査は本市に納入された製品により行う場合がある。

また、申請内容に虚偽があった場合、または納品された製品に重大な瑕疵や不正行為が認められた場合は、再検査をすることなく登録の取消しを行う。

8 検査費用

検査及び再検査に供する製品・供試材等材料費など検査に関する費用については、申請者の負担とする。

9 疑義

本要領に定めのない事項及び本要領に定める事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年10月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年9月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。